

子ども医療費助成の拡充に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

子ども医療費助成の拡充に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

平成25年2月18日 提出

霧島市長 前田 終止

子ども医療費助成の拡充に伴う関係条例の整備に関する条例

(霧島市乳幼児医療費助成条例の一部改正)

第1条 霧島市乳幼児医療費助成条例(平成17年霧島市条例第149号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

霧島市子ども医療費助成条例

第1条中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第2条第1項中「乳幼児」を「子ども」に、「6歳」を「15歳」に改め、同条第2項中「助成対象乳幼児」を「助成対象となる子ども」に、「乳幼児で」を「子どもで」に改め、同条第3項中「助成対象乳幼児はこの条例は」を「助成対象となる子どもについては、この条例は、」に改め、同条に次の1項を加える。

7 この条例において「保険医療機関等」とは、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である子どもに対する保険給付を行うことのできる病院、診療所、薬局等をいう。

第3条中「乳幼児に」を「子どもに」に、「助成対象乳幼児」を「助成対象となる子ども」に改める。

第4条第1項中「助成対象乳幼児」を「助成対象となる子ども」に、「病院、診療所、薬局その他の診療機関」を「保険医療機関等」に、「乳幼児医療費助成金」を「子ども医療費助成金」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある助成対象となる子ども 月の初日から末日までの間における保険給付に係る一部負担金の合計額

(2) 前号以外の助成対象となる子ども 月の初日から末日までの間における保険給付に係る一部負担金の合計額から2,000円を控除した額

第4条第4項中「助成対象乳幼児」を「助成対象となる子ども」に、「医療機関」を「保険医療機関等」に改める。

第6条中「乳幼児医療費助成金受給資格者証」を「子ども医療費助成金受給資格者証」に改める。

第6条の2、第7条第3項及び第9条第2号中「助成対象乳幼児」を「助成対象となる子ども」に改める。

(霧島市出生祝金支給条例の廃止)

第2条 霧島市出生祝金支給条例(平成17年霧島市条例第148号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は平成25年10月1日から施行する。

(霧島市乳幼児医療費助成条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例による改正後の霧島市子ども医療費助成条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、附則第1項ただし書に規定する施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正後の条例第6条の規定による受給資格者証の交付及び当該交付に関し必要な手続その他の行為は、附則第1項ただし書に規定する施行の日前においても、同条例の例により行うことができる。

(霧島市出生祝金支給条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 附則第1項本文に規定する施行の日から1年以内に出生し、当該施行の日において本市に住所を有する者に係る出生祝金については、なお従前の例による。この場合において、支給の申請は、平成26年4月30日までに行わなければならない。

(提案理由)

子育て環境の充実のため、子どもに係る医療費の助成について、助成対象を15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者まで拡充するとともに、より効果的な財源活用を図るため出生祝金を廃止することに伴い、本条例を制定しようとするものである。